

河内長野市空き家バンク制度登録件数

総合計画審議会第2回部会
資料⑩

●物件登録件数(H26.9月末時点)

	申請件数			契約成立件数		
	売買	賃貸	合計	売買	賃貸	合計
H24(3月)	0	0	0	0	0	0
H25	2	1	3	0	0	0
H26(9月末時点)	1	1	2	0	0	0
計	3	2	5	0	0	0

●利用者登録(H26.9月末時点)

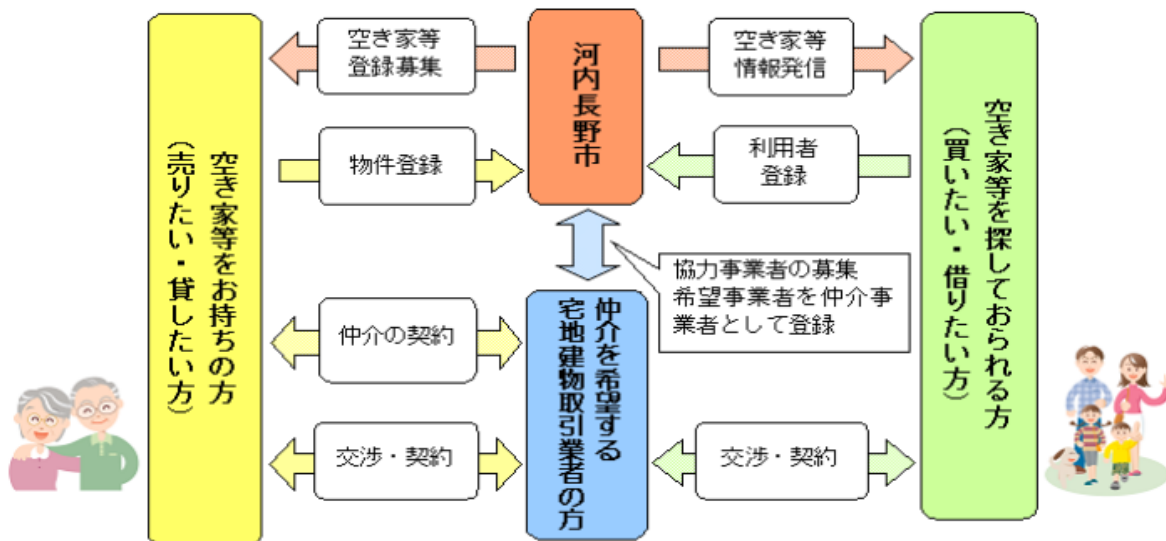
	市内	市外	合計
H24(3月)	1	0	1
H25	8	1	9
H26(9月末時点)	0	3	3
計	9	4	13

●登録事業者(H26.9月末時点)

	市内	市外	合計
H24(3月)	6	5	11
H25	2	4	6
H26(9月末時点)	0	2	2
計	8	11	19

空き家バンク制度とは

空き家バンク制度とは、空き家等の売買・賃貸借・マイホーム借り上げ制度の利用を希望する所有者等に物件を登録していただき、市内への定住等を目的として空き家等の利用を希望する方に対し、その情報を紹介する制度です。



※空き家等には、空き地を含みます。

※市では空き家等の仲介を行いませんので、市に登録した宅地建物取引業者に仲介していただく必要があります。物件の交渉や契約について市は直接関与しませんので、契約等に関するトラブル等があった場合は当事者間及び仲介する宅地建物取引業者間で解決するものとします。

※空き家等の仲介に際しては、宅地建物取引業者等が定める仲介手数料が発生します。